

部 隊 名：第 1 音 楽 隊

作 成 者：2 曹 吉 田 早 織

作成年月日：令和 5 年 1 2 月 1 日

仕 様 書（仕様書番号 31）

品 名	外注洗濯役務				
	規 格	単 位	ST	数 量	
	通常演奏服第 1 種夏 服上下		ST		40
	通常演奏服第 1 種夏 服ズボン		SH		40
	夏服第 2 種ワイシャ ツ		SH		40
	通常演奏服第 3 種		SH		40
	通常演奏服第 1 種ネ クタイ		SH		40
	通常演奏用第 1 種正 帽 夏		SH		40

第 1 章 総則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊第 1 音楽隊において使用する各種演奏服の外注洗濯役務に必要な事項を規定する。
- (2) 外注洗濯役務の名称は、本仕様書の名称とする。

第 2 章 洗濯の方法

- (1) 本洗濯に使用する洗剤は、パークロールエチレン助剤又はターベン助剤とする。
- (2) 洗濯は、パークロールエチレンドライ機又は、石油ドライ機による。
- (3) 乾燥は、乾燥機（タンブラー）又は自然乾燥によるものとする。

第 3 章 製品に対する要求

- (1) 取り扱いを丁寧にし、変色・変質・ほつれ等を生じないよう素材に適合した処置を行う。
- (2) ボタン・チャックに損傷や欠落がないこと。
- (3) 均一に乾燥され、溶剤臭がしないこと。

第 4 章 監督・検査

- (1) 監督・検査は分任契約担当官の指名する者の定める監督・検査実施要領に依る。
- (2) 監督・検査に必要な器具は請負業者が準備する。

第 5 章 一般事項

- (1) 請負業者は、本品の搬出に際しては、陸上自衛隊東部 9 1 1 分任物品管理官の指定する「受領書（物品持出証）」を提出する。

(2) 請負業者は細心の注意を払い洗濯を実施し、作業実施上の不備・不注意その他の事故により、本物品に損傷又は、損失を与えた場合は速やかに監督官・検査官の指示する処置をとる。

(3) 請負業者は、契約品の完成検査合格の後、「納品書（引渡証）」3部を提出する。

(3) 本仕様書の疑義については、分任契約担当官の指名する者の指示を受ける。

第6章 出荷条件

包装、輸送は商習慣による。